第四十四条第一項中「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第四十五条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項及び第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第四十七条第一項中「内国法人が」を「内国法人を」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「）となる」を「）とする」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「を行つている」を「が行われている」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「第四十九条」を「以下第四十九条」に改め、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第六項及び第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改める。

第四十八条第三項中「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同条第六項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「又は被現物出資法人（第八項第二号」を「その設けた」に改め、同条第七項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第八項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、現物出資法人又は事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号を同項第二号とし、同条第九項中「適格分割、適格現物出資又は適格事後設立（以下この項において「適格分割等」という。）」及び「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第十一項中「事後設立」を「現物分配」に改める。

第四十九条第四項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改める。

第五十条第一項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改め、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改める。

第五十二条第一項中「会社更生法の規定による」を削り、「（適格分割型分割に該当しない分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）がある場合には」を「がある場合には、」に改め、「もの」とし、適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割（次項において「非適格合併等」という。）により合併法人又は分割承継法人（次項において「合併法人等」という。）に移転する金銭債権を除く」を削り、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）」を加え、同条第二項中「及び非適格合併等により合併法人等に移転する金銭債権」を削り、「この項及び第八項」を「この条」に改め、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を、「計算した金額」の下に「（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）」を加え、同条第五項中「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立（」を「適格現物分配（適格現物分配にあつては、残余財産の全部の分配を除く。）」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「期中貸倒引当金勘定」を「期中個別貸倒引当金勘定」に、「当該設けた期中貸倒引当金勘定」を「その設けた期中個別貸倒引当金勘定」に改め、同条第十二項中「第六項」を「第七項」に、「及び第七項」を「、第六項及び第八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項の規定により適格分割型分割に係る分割承継法人に引き継がれたものを除く。）」を削り、同項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第五項」を「、第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「第十項」を「第十一項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額は」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額若しくは期中一括貸倒引当金勘定の金額は」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　適格合併又は適格現物分配（残余財産の全部の分配に限る。）　第一項又は第二項の規定により当該適格合併の日の前日又は当該残余財産の確定の日の属する事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたこれらの規定に規定する貸倒引当金勘定の金額

第五十二条第七項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「第五項」を「第五項又は第六項」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額又は期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第八項とし、同条第六項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの規定に規定する」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「期中貸倒引当金勘定の金額」を「期中個別貸倒引当金勘定の金額又は期中一括貸倒引当金勘定の金額」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　内国法人が、適格分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に一括評価金銭債権を移転する場合において、当該一括評価金銭債権について第二項の貸倒引当金勘定に相当するもの（以下この条において「期中一括貸倒引当金勘定」という。）を設けたときは、その設けた期中一括貸倒引当金勘定の金額に相当する金額のうち、当該一括評価金銭債権につき当該適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同項の規定により計算される一括貸倒引当金繰入限度額に相当する金額に達するまでの金額は、当該適格分割等の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

第五十三条第一項中「（適格合併に該当しない合併又は適格分割型分割に該当しない分割型分割により合併法人又は分割承継法人に移転する事業に係るものを除く。）」を削り、「各事業年度」の下に「（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）」を加え、同条第四項中「適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立（」を「適格分割又は適格現物出資（以下」に、「適格分社型分割等」を「適格分割等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第五項中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同条第六項中「、適格現物出資又は適格事後設立」を「又は適格現物出資」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に、「、被現物出資法人又は被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「適格分社型分割等」を「適格分割等」に改め、同号を同項第二号とし、同条第七項中「適格組織再編成」を「適格合併等」に改める。